

国道利第 43 号
令和 4 年 3 月 25 日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局 路 政 課 長

水力発電用の水管の道路占用の取扱いについて

水力発電用の水管の道路占用については、再生可能エネルギーの導入及び主力電源化に向けた規制改革のため、「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、その取扱いの明確化が盛り込まれたところである。

水力発電用の水管については、従前よりその道路占用を認めてきたものであるが、今般、水力発電用の水管の道路占用については、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上、遺憾のないようにされたい。

記

1 水力発電用の水管の占用の基本方針

水力発電用の水管は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項第 2 号中「水管」に該当するものであるが、同法第 36 条第 1 項に規定する「水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）」には該当せず、いわゆる義務占有物件には当たらない。

しかし、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業者がその事業の用に供する施設として設置する水力発電用の水管については、同項第 17 号に規定する電気事業者がその事業の用に供する電柱又は電線と同様、その公益性が高く、また、再生可能エネルギーの導入及び主力電源化に資するものであることから、道路法第 33 条第 1 項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占有許可を与えるものとする（発電事業者以外の者がその事業の用に供する施設として設置する水力発電用の水管は、一般的な占有許可の対象として取り扱うこと。）。

2 水力発電用の水管の占有許可基準

水力発電用の水管の占有を許可するに当たっては、他の用途の水管と同様、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 11 条の 3 に規定する水管の占有の場所に関する基準等を適用することに留意すること。

なお、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省道政発第 32 号・道国発第 5 号）をはじめとする水管の占有の取扱いに関する通達等の適用については、従前どおり、水道事業をその用途とする水管と同様に取り扱って差し支えない。

3 その他

本通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

国道利第 44 号
令和 4 年 3 月 25 日

各都道府県担当部長 殿
各指定市担当局長 殿

国土交通省道路局 路 政 課 長

「水力発電用の水管の道路占用の取扱いについて」の送付について

標記について、本日、地方整備局等あてに別添の通知を発出しましたので、参考までに送付いたします。

各道路管理者におかれましては、下記通知の趣旨をご理解いただき、同様の取扱いとしていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨周知願います。

記

水力発電用の水管の道路占用の取扱いについて（令和 4 年 3 月 25 日付け国道利第 43 号。別添）

国道利第 43 号
令和 4 年 3 月 25 日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局 路 政 課 長

水力発電用の水管の道路占用の取扱いについて

水力発電用の水管の道路占用については、再生可能エネルギーの導入及び主力電源化に向けた規制改革のため、「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、その取扱いの明確化が盛り込まれたところである。

水力発電用の水管については、従前よりその道路占用を認めてきたものであるが、今般、水力発電用の水管の道路占用については、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上、遺憾のないようにされたい。

記

1 水力発電用の水管の占用の基本方針

水力発電用の水管は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項第 2 号中「水管」に該当するものであるが、同法第 36 条第 1 項に規定する「水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）」には該当せず、いわゆる義務占有物件には当たらない。

しかし、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業者がその事業の用に供する施設として設置する水力発電用の水管については、同項第 17 号に規定する電気事業者がその事業の用に供する電柱又は電線と同様、その公益性が高く、また、再生可能エネルギーの導入及び主力電源化に資するものであることから、道路法第 33 条第 1 項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占有許可を与えるものとする（発電事業者以外の者がその事業の用に供する施設として設置する水力発電用の水管は、一般的な占有許可の対象として取り扱うこと。）。

2 水力発電用の水管の占有許可基準

水力発電用の水管の占有を許可するに当たっては、他の用途の水管と同様、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 11 条の 3 に規定する水管の占有の場所に関する基準等を適用することに留意すること。

なお、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省道政発第 32 号・道国発第 5 号）をはじめとする水管の占有の取扱いに関する通達等の適用については、従前どおり、水道事業をその用途とする水管と同様に取り扱って差し支えない。

3 その他

本通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。